

## 令和8年度 運輸安全マネジメント(目標・計画)

### 1. 当社の輸送の安全に対する基本的方針

- (1)経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- (2)安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3)輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

### 2. 輸送の安全に関する目標(交通事故削減)

- (1)全社目標 無事故(構内事故・自損事故・無過失事故は除く)。

事故種別	第12期(今期)	第11期(前期)	第10期
交通事故(軽)	0件	6件	0件
重大事故	0件	0件	0件

※重大事故とは、自動車事故報告規則第2条に基づく重大事故を言う

### 3. 輸送の安全に関する計画

- (1)春の全国交通安全運動の実施(4月)
- (2)全国安全週間の実施(7月)
- (3)秋の全国交通安全運動の実施(9月)
- (4)全国労働衛生週間の実施(10月)
- (5)年末・年始の輸送等に関する安全総点検(12月～1月)
- (6)年末年始無災害運動の実施(12月～1月)
- (7)春の全国火災予防運動の実施(3月)

### 4. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- (1)運行管理者に選任された者は2年ごとの法令に基づく講習を受講する。(国土交通省告示1402号で認定された自動車事故対策機構が実施)
- (2)整備管理者においては、2年に1回の法令の基づく整備管理者の講習を受講する。(安全規則第15条)
- (3)運行管理者、補助者向け「運行管理業務」について研修を実施する。
- (4)運輸関係事業所の運行管理者は、乗務員に対し年間教育計画に沿った教育(国土交通省告示1366号に基づく)を実施する。